

大泉町商工会  
空き店舗活用事業補助金要綱

平成 26 年 4 月 1 日 施行

## 大泉町商工会空き店舗活用事業補助金交付要綱

### (要 旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の解消と有効利用の促進を図り、大泉町における商業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に、指定区域内の空き店舗を賃借し、新たな店舗等を開設する商業者等に対し、店舗の開設に要する経費の一部について大泉町空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 次条に定める産業を営む者をいう。
- (2) 指定区域 大泉町都市計画に規定する町内の商業地域並びに近隣商業地域をいう。
- (3) 空き店舗 店舗又は事務所に使用できる建物で、所有者に賃貸の意思があり、現に使用されていない建物をいう。
- (4) 店舗等 小売店、飲食店、サービス業の店舗及び事務所等をいう。

### (補助の対象業種)

第3条 補助金交付の対象となる業種は、次のとおりとする

番号	分 類	概 要
1	各種商品小売業	
2	織物・衣服・身の回り品小売業	
3	飲食料品小売業	
4	機械器具小売業	
5	その他小売業	
6	飲食業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定義されるものを除く
7	持帰り・配達飲食サービス業	
8	洗濯・理容・美容業	
9	その他サービス業	火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く

2 前項の規定にかかわらず、商工会長が補助金の交付を不相当と認めたときは、補助金交付の対象としないことができる。

### (補助の対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、空き店舗の所有者と生計を一にしない者であって、かつ、当該所有者と二親等以内の親族でない個人又は、当該空き店舗の所有者を役員としない法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大泉町商工会の会員である者。
- (2) 開設後一年以上継続して営業できる者

(3) 指定区域に既に店舗を有する者にあつては、新規に店舗を開設後、当該指定区域の店舗を空き店舗としない者

(4) 税金を滞納していない者

(5) 過去にこの要綱による補助金を受けたことがない者

2 前項第4号の規定にかかわらず、当該事業による補助金を受けた者の補助対象期間が一会計年度において第7条に定める補助対象期間を経過していない場合においては、翌年度に残期間分の交付の対象とすることができる。

(補助の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、空き店舗の賃借料（敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費は除く）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の総額の3分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）で、月額2万円を限度とする。

2 補助金は予算の範囲内において交付する。

(補助の対象期間)

第7条 補助の対象期間は、最長6ヶ月とする。

(交付申請書の添付書類)

第8条 申請に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書（別紙様式第1号）

(2) 事業計画書（別紙様式第2号）

(3) 収支予算書（別紙様式第3号）

(4) 空き店舗の賃貸借契約書の写し

(5) 個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書

(6) 納税証明書又は、未納税のない証明書

(補助金の交付決定)

第9条 商工会長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、大泉町商工会空き店舗活用事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、若しくは開業後6ヶ月が経過したとき、速やかに事業実績報告書（様式第5号）を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 商工会長は、実績報告書の提出があつた時は、その内容を審査し、第9条の規定に

よる補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大泉町商工会空き店舗活用事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求及び交付の方法）

第12条 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、大泉町商工会空き店舗活用事業補助金請求書（様式第7号）を商工会長に提出しなければならない。

2 商工会長は、前項の請求書を受理したときは速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金は、補助事業者の指定口座に振り込むものとする。

（補助金交付決定の取り消し）

第13条 商工会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助事業を遂行することができなくなったとき

（4）前3号に掲げるもののほか。交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

（補助金の返還）

第14条 商工会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

（施行時期）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行の時期）

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

## 大泉町商工会空き店舗活用事業補助金交付要綱の改正について(案)

第2条(2) 指定区域 をつぎのように改める。

### 第2条

(2) 指定区域 大泉町都市計画に規定する町内の商業地域並びに近隣商業地域をいう。

### 改正理由

適用区域を拡大することにより、本補助金の積極的活用を図る。

### 新旧対照表

改正前	改正後
第2条 (2) 指定区域 都市計画法に規定する大泉町内の商業地域にあって国道354号線に隣接する区域及び近接商業地域にあっては、一級路線町道11号線(東別所坂田線)に隣接する区域をいう。	第2条 (2) 指定区域 大泉町都市計画に規定する町内の商業地域並びに近隣商業地域をいう。